

諮問日：平成30年12月12日（平成30年度（最情）諮問第67号）

答申日：令和元年6月21日（令和元年度（最情）答申第16号）

件名：最高裁判所事務総局総務局長が特定の裁判官会議申合せを提案するに当たって作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「最高裁判所事務総局総務局長が、最高裁判所の裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄について（平成29年12月20日最高裁判所裁判官会議申合せ）を最高裁判所裁判官会議に提案するに当たって作成し、又は取得した文書（検討過程の議論状況が分かる文書を含むが、下級裁判所の裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する文書は除く。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年11月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

平成29年12月20日の裁判官会議においては、最高裁判所事務総局総務局長から、下級裁判所の裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄について、高等裁判所長官の申合せがされた旨の報告がされ、これを受けて最高裁判所の裁

判官についても同趣旨の申合せがされたものであり、同局長が、最高裁判所の裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せを最高裁判所裁判官会議に提案したものではない。

したがって、本件開示申出文書は作成し、又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年12月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年4月19日 審議
- ④ 令和元年5月24日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所の裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せ（以下「本件申合せ」という。）については、平成29年12月20日の裁判官会議において、最高裁判所事務総局総務局長から、下級裁判所の裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄について高等裁判所長官の申合せがされた旨の報告がされたことを受けて、最高裁判所の裁判官についても同趣旨の申合せがされることとなったものであり、同局長が本件申合せを提案した事実はないとのことである。本件申合せの性質に照らせば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委       員            久   保            潔

委       員            門   口   正   人